

⑦周辺地域の利用状況等に配慮した庁舎

庁舎敷地の出入口は、児童・生徒の通学路となることが想定されることから、その設計にあたっては安全配慮を十分に検討します。また、日本遺産の構成文化財である旧野村家住宅離れ（行在所）付近での新庁舎建設関連工事が見込まれる場合には、その来訪者の移動手段等を考慮した周辺整備を検討します。

4 新庁舎の建設規模及び場所

4. 1 新庁舎の規模の算定

新庁舎の規模の算定に当たっては、総務省制定「平成31年度地方債同意等基準運用要綱（令和2年2月6日改正）」（以下「要綱」という。）に基づいて算定します。

要綱によると「公共施設等適正管理推進事業―市町村役場機能緊急保全事業」における起債対象事業費に係る延床面積は、原則として建替え前延床面積を上限とするものであるが、建替え前延床面積が建替え後の本庁舎の入居職員数に一人当たり40.8㎡を乗じて得た面積を下回る場合は、建替え後の本庁舎の入居職員数に一人当たり40.8㎡を乗じて得た面積を上限とすることができます。

ただし、地方債の対象となる入居職員数は、地方公共団体定員管理調査の対象となる職員（公営企業会計に属する職員は除く）となっています。

基本構想（修正案）においては、新庁舎の規模の算定を令和2年1月1日現在の職員数を用いて算定します。

【参考】

平成31年度地方債同意等基準運用要綱より一部抜粋
力 市町村役場機能緊急保全事業の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。

(ア) 省略

(イ) 省略

(ウ) 原則として、建替え前延床面積を上限として、起債対象事業費を算出するものであるが、建替え前延床面積が建替え後の本庁舎の入居職員数に一人当たり40.8㎡を乗じて得た面積を下回る場合は、建替え後の本庁舎の入居職員数に一人当たり40.8㎡を乗じて得た面積を上限として、起債対象事業費を算出することができるものであること。

(エ) 以降、省略

4. 2 職員数について

令和2年1月1日における野辺地町の職員数等は表4のとおりです。

表4 野辺地町職員数（令和2年1月1日現在）

	所 属	課長級	課長補佐級	一般職	再任用・臨時職員	計
町長 部局	総 務 課	1	2	8	1	12
	地 域 戦 略 課	1	2	7	1	11
	財 政 課	2	1	6	4	13
	防 災 安 全 課	1	2	4	0	7
	税 務 課	1	1	6	4	12
	町 民 課	1	2	7	3	13
	介 護 ・ 福 祉 課	2	3	11	11	27
	健 康 づ くり 課	1	1	7	2	11
	農 林 水 産 課	1	1	3	2	7
	建 設 環 境 課	1	3	12	2	18
	会 計 課	1	1	1	2	5
教育 委員会 部局	学 校 教 育 課	2	1	4	2	9
	社会教育・スポーツ課	1	1	4	0	6
議会事務局		1	0	1	1	3
選挙管理委員会事務局		0	0	1	0	1
農業委員会事務局		1	0	1	0	2
小計		18	21	83	35	157
		122				
水道課		1	0	3	1	5
水道課を加えた合計		19	21	86	36	162
		126				

※ 新庁舎の入居職員の対象として、公民館、図書館、歴史民俗資料館、小中学校及び学校給食共同調理場の職員は含めないものとする。

地方債の対象となる入居職員数は、以下により算出します。

地方公共団体定員管理調査の対象となる入居予定職員	126人
うち公営企業会計に属する職員（水道課職員）を除く	▲ 4人
新耐震基準の庁舎に所属していた職員を除く	▲ 21人
計	101人

この人数を基に要綱の定めにより延床面積を算定すると、起債対象の上限面積は、 $40.8\text{m}^2 \times 101\text{人} = 4,120.8\text{m}^2 \div 4,120\text{m}^2$ となります。

4. 3 新庁舎における執務室等の面積の算定

庁舎建設にあたって、執務室やそれぞれの諸室の標準面積は「平成22年度地方債同意等基準要綱」（平成22年4月1日総務省通達）に基づき、算定することとします。

「平成22年度地方債同意等基準要綱」では、職員の役職に応じた換算率（表5）によって換算職員数を求め、換算職員一人あたりの基準面積を4.5m²として執務室の標準面積を求めます。表4「**野辺地町職員数**」及び表5「役職による職員の換算率」の人口5万人未満の市町村の換算率を用いて、各課の換算職員数をまとめると表6のとおりとなります。

表5 役職による職員の換算率（平成22年度地方債同意等基準要綱）による）

区 分	特別職・三役	部長・次長級	課長級	課長補佐級・係長	一般職員
都道府県、指定都市及び人口50万人以上の市	25	12	5	2	$\frac{1}{1.7}$
人口5万人以上50万人未満の市町村	20	9	5	2	$\frac{1}{1.7}$
人口5万人未満の市町村	12		2.5	1.8	$\frac{1}{1.7}$

※一般職員の「1.7」は製図者に係る換算率
再任用・臨時職員の換算率は一般職員と同じとする。

表6 各課の換算職員数

	所 属	特別職	課長級	課長補佐級	一般職	再任用・臨時職員	合 計
特別職	町 長	12.0					12.0
	副 町 長	12.0					12.0
	教 育 長	12.0					12.0
町長部局	総 務 課		2.5	3.6	8.0	1.0	15.1
	地 域 戦 略 課		2.5	3.6	7.0	1.0	14.1
	財 政 課		5.0	1.8	6.0	4.0	16.8
	防 災 安 全 課		2.5	3.6	4.0		10.1
	税 務 課		2.5	1.8	6.0	4.0	14.3
	町 民 課		2.5	3.6	7.0	3.0	16.1
	介 護 ・ 福 祉 課		5.0	5.4	11.0	11.0	32.4
	健 康 づ く り 課		2.5	1.8	7.0	2.0	13.3
	農 林 水 産 課		2.5	1.8	3.0	2.0	9.3
	建 設 環 境 課		2.5	5.4	12.0	2.0	21.9
	会 計 課		2.5	1.8	1.0	2.0	7.3
	学 校 教 育 課		5.0	1.8	4.0	2.0	12.8
	社会教育・スポーツ課		2.5	1.8	4.0		8.3
	議 会 事 務 局		2.5		1.0	1.0	4.5
	選挙管理委員会事務局				1.0		1.0
	農業委員会事務局		2.5		1.0		3.5
	水 道 課		2.5		3.0	1.0	6.5
	換 算 職 員 数 合 計	36.0	47.5	37.8	86.0	36.0	243.3

執務室の標準面積は、換算職員数に基準面積4.5㎡を乗じて求めることとなっています。また、倉庫の標準面積は執務室の標準面積の13%とすることになっています。表6の各課の換算職員数をもとに執務室の標準面積を課ごとにまとめました。

基本方針で窓口業務に係る担当課を集約し、1階に配置することとしましたので、現庁舎において窓口業務にあたっている町民課、税務課、介護・福祉課、健康づくり課、会計課の5課と~~農・漁業者の来庁が多い農林水産課、農業委員会~~、そして公営企業である水道課を1階に配置します。また、駐車場に係る面積に余裕度を持たせるために3階建てとし、建築面積をなるべく縮小します。

1階に配置される課以外の課については2階及び3階、議会関係諸室については3階に配置することとします。

執務室及び倉庫について各階に配置すると表7のようになり、その標準面積は合計で1,216.3㎡になります。

表7 各課の執務室及び倉庫の標準面積

階数	所 属	換算職員数 合計 [人]	標準面積		倉庫 [㎡]	各階面積 [㎡]
			執務室 [㎡]	執務室計 [㎡]		
1階	町 民 課	16. 1	72. 5	404. 6	52. 6	457. 2
	税 務 課	14. 3	64. 4			
	介護・福祉課	32. 4	145. 8			
	健康づくり課	13. 3	59. 9			
	水 道 課	6. 5	29. 3			
	会 計 課	7. 3	32. 9			
2階	町 長	12. 0	54. 0	428. 0	※ 34. 6	462. 6
	副 町 長	12. 0	54. 0			
	総 務 課	15. 1	68. 0			
	選挙管理委員会	1. 0	4. 5			
	教 育 長	12. 0	54. 0			
	学 校 教 育 課	12. 8	57. 6			
	社会教育スポーツ課	8. 3	37. 4			
	建 設 環 境 課	21. 9	98. 6			
3階	農 林 水 産 課	9. 3	41. 9	262. 4	34. 1	296. 5
	農 業 委 員 会	3. 5	15. 8			
	地 域 戦 略 課	14. 1	63. 5			
	財 政 課	16. 8	75. 6			
	防 災 安 全 課	10. 1	45. 5			
	議 会 事 務 局	4. 5	20. 3			
合 計		243. 3	1, 095. 0		121. 3	1, 216. 3

※倉庫面積は特別職(町長、副町長、教育長)の執務室の面積を除く執務室面積の13%とする。

4. 4 新庁舎における執務室以外の諸室の面積の算定

執務室及び倉庫以外の会議室等（会議室、電話交換室、便所、洗面所その他の諸室をいう。）、玄関等（玄関、広間、廊下、階段その他の通行部分をいう。）及び議会関係の面積を「平成22年度地方債同意等基準要綱」に基づき算定します。

表8は、算定された執務室以外の諸室それぞれの面積を、各階の執務面積と倉庫面積の合計面積の割合に応じて按分し配分したものととなります。

表8 新庁舎における各階の床面積

室 名	算定方法	算定面積	各階按分面積		
			1 階	2 階	3 階
会 議 室 等	常勤職員の現在数162人×7.0㎡	1,134.0㎡	426.3㎡	431.3㎡	276.4㎡
玄 関 等	(執務室面積 1,095.0㎡ + 倉庫面積 121.3㎡ + 会議室等面積 1,216.3㎡) × 40%	940.1㎡	353.4㎡	357.6㎡	229.2㎡
議 事 堂	議員定数12人×35.0㎡	420.0㎡	—	—	420.0㎡

4. 5 想定される延床面積と建築面積

これまでに算定した新庁舎における各階の床面積をまとめると、表9のとおりとなります。延床面積は3,710.5㎡と積算され、建築面積は1階から3階までの最大面積1,251.5㎡と想定されます。

表9 執務室以外の諸室の標準面積

室 名	各階按分面積		
	1 階	2 階	3 階
執 務 室	404.6㎡	428.0㎡	262.4㎡
倉 庫	52.6㎡	34.6㎡	34.1㎡
会 議 室 等	426.3㎡	431.3㎡	276.4㎡
玄 関 等	353.4㎡	357.6㎡	229.2㎡
議 事 堂	—	—	420.0㎡
合 計	1,236.9㎡	1,251.5㎡	1,222.1㎡
延 床 面 積	3,710.5㎡		

コンパクトな新庁舎建設を実現するため、設計において効率的配置に努め、2割程度の面積縮減を検討することとし、新庁舎の延床面積は約3,000㎡、建築面積は約1,100㎡を目標値とします。

4. 6 公用車車庫等の建築面積

公用車の車庫及び倉庫等については、地方債同意等基準の上限である約4,120㎡から新庁舎の目標延床面積約3,000㎡を差し引いた残り約1,100㎡の範囲内で、効率的に設計し整備することとします。

新庁舎に配置する予定の公用車は、本庁舎及び健康増進センター、教育委員会が管理している車両が29台あります。このうち、町長車や道路パトロール車、水道課車両などの緊急車両等10台を車庫に入れることとし、公用車の車庫については1台当たり25㎡として、25㎡×10台＝250㎡を公用車車庫とし、残り850㎡については防災関係倉庫等の整備への利用を検討します。

表10 新庁舎配置予定の公用車一覧

No.	車名又は用途等	所管課等	台数
1	町長車	建設環境課	1
2	一般公務用乗用車（軽含む）・バン	建設環境課	8
3	小型トラック	建設環境課	1
4	軽トラック	建設環境課	2
5	道路パトロール車	建設環境課	1
6	水道パトロール車	水道課	2
7	防災パトロール車	防災安全課	1
8	交通・防犯指導車	防災安全課	1
9	徴収車（軽）	税務課	2
10	環境整備作業車（軽）	財政課	1
11	転作指導車	農林水産課	1
12	一般公務用乗用車（軽含む）	教育委員会	2
13	軽トラック	教育委員会	1
14	介護等訪問車（軽）	介護・福祉課	3
15	健康指導車（軽）	健康づくり課	2
計			29

※ 上記にはリース車を含む。

令和2年1月1日現在の公用車管理台帳の数値を基に作成した。